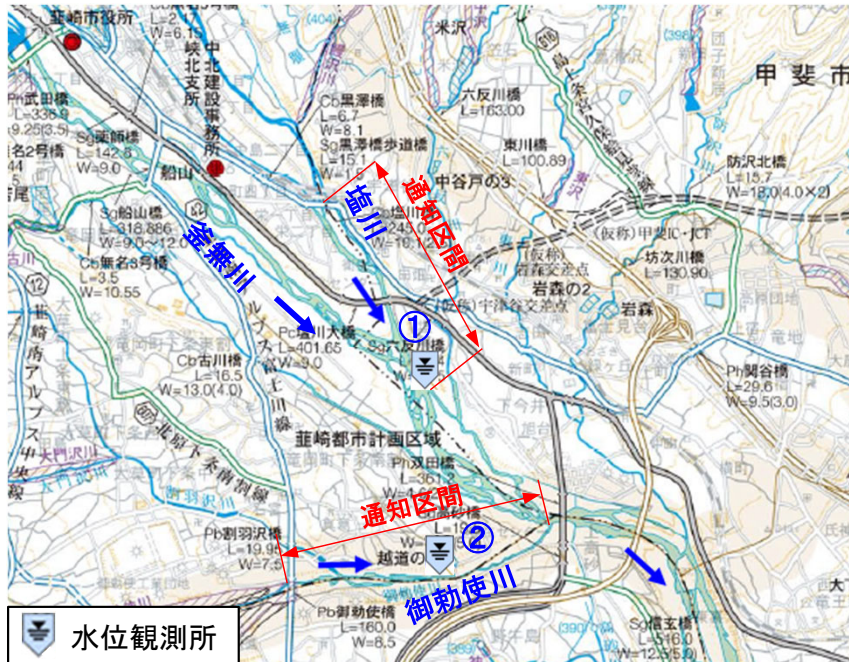


1. 水位周知河川における基準水位の変更 (国土交通省) 資料1-2 P6参照



河川名	観測地点	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
①塩川	金剛地	6.70→7.60	6.90→7.80
②御勅使川	堀切	1.50→1.80	1.70→2.00

変更理由

①塩川

堤防嵩上げ工事の実施により、河道の流下能力が向上したため、基準水位の引き上げを行う。

②御勅使川

直近の河床状況調査の結果から、河道の流下能力向上が確認できたため、基準水位の引き上げを行う。

2. 中小河川における基準水位の変更 (山梨県) 資料1-3 P33参照



河川名	観測地点	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)
③間門川	間門	0.60→1.20	1.00→2.00

変更理由

③間門川

排水機場の完成により、水位観測所を約135m上流に移設したため、基準水位の引き上げを行う。

3. 河川整備による重要水防区域の変更（国土交通省・山梨県）

富士川、古川等の河川整備に伴う重要水防区域の解消 資料1-3 P9~22、参照

4. 大雨警報・注意報と洪水警報・注意報の発表基準の変更（気象庁）

降雨状況、災害実績に基づく発表基準の引上げ 資料1-3 P28~31、参照

5. 指定河川以外の小河川の浸水想定区域公表状況の追記（山梨県）

県管理138河川において、新たに浸水想定区域を公表 資料1-2 P16~19、参照

6. その他の変更

- ・危機管理型水位計と河川監視カメラの設置状況を追記 資料1-3 P34・37、参照
- ・土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所の変更 資料1-3 P23~27、参照
- ・異常気象時における道路通行規制区間および基準の変更 資料1-3 P55~58、参照
- ・関係機関の組織改編に伴う名称等の変更